

船舶事故調査報告書

令和6年11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年1月13日 01時20分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市松島北西岸 久須見鼻灯標から真方位237°690m付近 (概位 北緯34°25.5′ 東経133°48.9′)
事故の概要	引船6一栄丸は、台船YM-73をえい航して東進中、6一栄丸及びYM-73が島岸に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年1月23日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 6一栄丸、19トン 296-16607広島、株式会社一栄ライン B 台船 YM-73、総トン数不詳（全長40m） なし、宗田造船株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船底外板に凹損及び擦過傷 B 船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約229cm（水島）、潮流 東流及び南東流約2.7ノット（kn）
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、A船の船尾部に、鋼材約450tを積載したB船をえい航索で繋いで引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、船長Aが単独で操船に当たり、約8knの対地速力で、手動操舵により松島西北西方沖を東進していた。 船長Aは、下津井瀬戸大橋下付近に差し掛かった頃、船首方に反航する漁船の灯火を認め、左舷対左舷で通過しようと思ひ、右舵を取って松島寄りに針路を変えたところ、折からの潮流の影響を受けてB船が大きく南東方に圧流され始めた。 船長Aは、左舵を取ってA船引船列を元の針路に戻そうとしたものの、えい航索が張った状態となり、A船がB船に引きずられるようにして松島北西岸にB船が乗り揚げ、続いてA船が乗り揚げた。（図1参照）

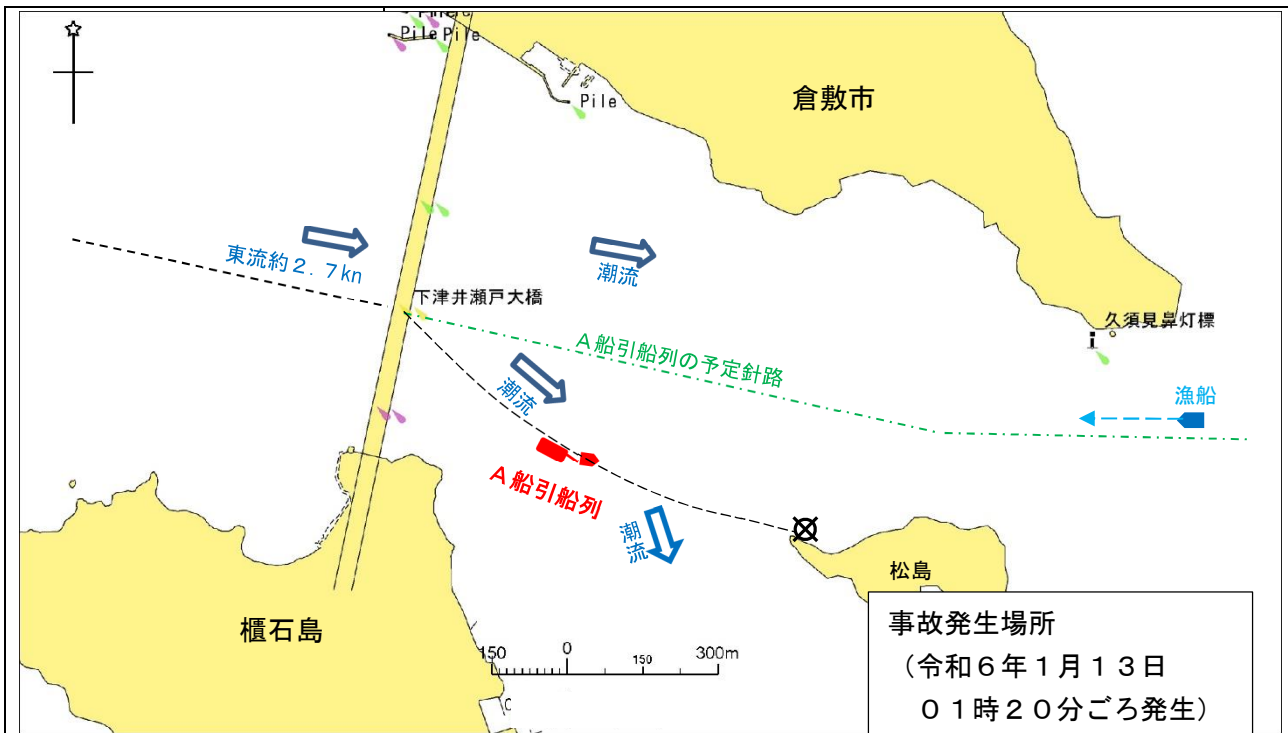


図1 事故発生経過概略図

船長Aは、A船及びB船の損傷状況を確認した後、運航者に本事故発生の連絡を行うとともに海上保安庁に同旨の通報を行った。

A船及びB船は、運航者が手配したタグボートにより引き出された後、A船は自力で航行し、B船はタグボートにえい航されて倉敷市水島港に向かった。

A船の喫水は、船首約0.90m、船尾約2.65mで、B船の喫水は、船首尾共約1.30mであった。

船長Aは、本事故発生場所付近の海域を週に約2～3回航行していたが、この付近で、これまでに潮流の影響を受けて圧流された経験はなかった。

船長Aは、漁船と安全な距離を隔てて通過できるよう、早めに動作をとろうとして大きく右舵を取ったが、潮流の影響を考慮していなかったと本事故後に思った。

分析

A船引船列は、松島西北西方沖を東進中、船長Aが、潮流の影響を考慮せずに大きく右舵を取ったことから、B船が潮流の影響を受けて南東方に圧流され、A船がB船に引きずられる状況となり、松島北西岸にB船が乗り揚げ、続いてA船が乗り揚げたものと考えられる。

船長Aは、船首方に認めた漁船と安全な距離を隔てて通過できるよう、早めに動作をとろうとしたことから、潮流の影響を考慮せずに大きく右舵を取ったものと考えられる。

原因

本事故は、夜間、A船引船列が松島西北西方沖を東進中、船長Aが、船首方に認めた漁船と安全な距離を隔てて通過できるよう、潮流の影響を考慮せずに大きく右舵を取ったため、B船が潮流の影響を受

	けて南東方に圧流され、A船がB船に引きずられる状況となり、松島北西岸にB船が乗り揚げ、続いてA船が乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ えい航船の船長は、大きく舵を取ると被えい航船が潮流の影響を受けて制御ができなくなることがあるので、小角度で徐々に舵を取って転舵すること。